

# 平成26年度政務活動費の交付に係る住民監査請求 監査結果の概要

## 1 請求事案の概要

(1) 請求書の提出日 平成28年4月28日

(2) 請求の趣旨

平成26年度に目的外に支出された政務活動費38,432,251円について、奈良県知事に対し議員に返還請求するよう勧告することを求める。

(3) 請求に係る主な理由

- ・ 調査研究費及び資料購入費について、支出の実態が不明であること。
- ・ 広聴広報費について、印刷物には議員の宣伝的要素が含まれていること。
- ・ 事務所費について、政務活動以外にも使用していること。
- ・ 人件費について、議員に雇用された職員は、政務活動以外の業務に携わることは当然であること。

## 2 監査の結果

(1) 監査結果の通知日 平成28年6月30日

(2) 監査結果

本件請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

(3) 理由

- ・ 請求人の主張は、自らの見解や主張を述べるにとどまっており、奈良県政務活動費の交付に関する条例で定められた使途基準及び奈良県政務活動費の手引に照らして、政務活動費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる事実を立証していないこと。
- ・ 訂正分を含め、収支報告書等の内容から、使途基準等に反する支出であると推認させる一般的、外形的事実は認められず、議会事務局から提出された監査資料及び陳述は、使途基準等に照らして、特段不自然、不合理な点は認められないこと。

(4) 意見（付記）

- ・ 昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、他の事例を参考にさらなる使途の透明性の向上に努めるとともに、県民に対して説明責任を果たすことが望まれること。
- ・ 今回の請求に係る収支報告書や領収書等に不備があったので、確認方法についてさらなる工夫を図ること。